

本会議から付託された議案1件の審査及び所管する事務事業の調査を行うため、6月14日に産業水道委員会を開催しました。

議案第1号 平成24年度総社市一般会計補正予算（第1号）

～内容～

本市が主催する就職説明会に伴う経費及び観光客が増加したことによる軽部神社の簡易トイレ設置委託料の補正が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：軽部神社に設置する予定の簡易トイレは、どのようなものか。

答：簡易のポンプ式水洗で、足で踏んでタンクの水を流す型式を考えている。地盤が軟弱であるため、基礎をきちんと固めて設置をする予定である。

問：総社カルチャーセンターで発生した事故の損害賠償保険金が計上されているが、この事故は、建物のコンクリートが剥離したことによるものである。建物の今後の見直しはどのように考えているのか。

答：今回の事故は、建物の北側部分の軒先コンクリートが剥離したものであり、建物の北側部分については、全面を剥がす処理を行った。残りの部分についても、今後状況をしっかり把握して、見直しをしていきたい。

● 上水道課の電子入札制度の導入について ●

～内容～

現行の入札は、日時を定め会場を設けて開催し、当日、入札参加事業者が入札箱に入札書を直接投函することで、落札者を決定している。電子入札制度とは、インターネットを活用することで、入札参加事業者が事務所からパソコンを使って入札行為が行われるようにするものである。契約管財課では、平成23年10月から既に導入をしており、上水道課においても、平成24年7月1日以降の入札について、適用しようとするもの。

～質疑～

問：電子入札は、談合に対してバリアがかけられるという話を聞いている。電子入札を導入することによって、具体的にどのような効果があると考えているのか。

答：電子入札は、談合に関してメリットがあると思っている。また、わざわざ入札業者の方に来ていただいて投函するという一連の流れがスムーズになり、事務的な面でメリットがあると考えている。

問：電子入札は、タイムリミットはあるかと思うが、入札後直ちに決定され、インターネットで返事ができて、その日のうちに終わるといふ。その流れを示してほしい。

答：電子入札では、その日のうちに落札者が決定される。落札者の決定については、タイムリミットまでに入札をした業者で、一番予定価格に近い業者が落札し、決定後、再度報告をするというような形になると思う。

問：昨年の実績で、対象となるような入札の件数はどの程度あるか。また、それに対する入札総額はどれくらいになるか。

答：【平成 23 年度の実績】

入札件数 59 件、工事費総額 417,953,550 円（設計委託業務を含む）

問：契約管財課では、既に電子入札を実施しているとのことだが、電子入札を導入すると、業者とインターネットでつながるが、そのあたりのセキュリティ対策はできているのか。

答：先日、契約管財課と一緒にデモを見させてもらったが、セキュリティは完全にできていると聞いている。電子入札については、県内の各自治体が参加して、数年前から研修を重ねてきており、県のシステムをもとに、各市がこのソフトで入札を行っている。